

「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」等の一部改正(案)に関する意見
公募の結果について

令和8年6月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

国土交通省では、令和8年5月21日から令和8年6月21日までの期間において、「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」等の一部改正(案)等に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、4件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」の一部改正について、操縦士も整備士同様の状況が発生しているものと考えられるため、操縦士も改正の対象とすべきであると思慮します。	今回の改正は航空局が設置した有識者会議「操縦士・航空整備士の女性活躍推進WG」の検討の中で、整備業界や実際に整備現場で働く方々から寄せられたご意見をもとに、欧州の基準と照らして改正するものです。 操縦士については当該WGにおけるヒアリングで同様の意見がなかったことに加え、欧州において整備と操縦では学科試験の有効期間が異なり、操縦士については別途の検討を要することから、今回は整備に特化した改正にしています。	無
2	1. 整備士の学科試験の有効期間が5年に延長されるとのことですが、人材不足や女性活躍という観点では操縦士も同じで延長になってもいいと思いますが、操縦士の学科試験が2年に据え置かれた理由を教えてください。	上記1と同様です。	無
	2. 整備士の学科試験の有効期間が延びたことにより、今後の養成体制はより柔軟なものとなると思われますが、例えば、一等航空運航整備士（一運）の学科に合格し、続いて基本2（分割）＋一等航空運航整備士（一運）に合格、その後一等航空整備士（一整）学科＋一整（機体）を5年以内に受験するような場合、基本2はもう一度受験しなければならないのでしょうか。それとも免除になるのでしょうか。 基本2に合格している証があれば技術的には免除しても問題ないと考えますがどのような運用になるのでしょうか。	一等航空運航整備士の技能証明を行う場合の基本技術は、基本技術Ⅱではなく、基本技術Ⅰでの受験となるため、ご指摘のようなケースは生じないと考えます。なお、指定養成施設が発行した「修了証明書」（基本技術Ⅱ）がある場合は、有効な当該証明書により航空運航整備士及び航空整備士の実地試験における基本技術の科目免除を受けることは可能です。	無
	3. 同じような事例として、二等航空運航整備士（二運）の学科に合格し、その後に基本2（分割）＋二運（機体）に合格、その後一整の学科＋一整（機体）を5年以内に受験するような場合、基本2はもう一度受けなければならないのでしょうか、それとも免除になるのでしょうか。	上記2－2.と同様です。	無
	4. 前述2項、3項の基本技術と機体の試験を分割で受験する際、試験官による実地試験では試験間隔を4ヶ月以内、複数名の受験であることとする通達がありますが、今回の改正に合わせて、指定養成施設以外もより柔軟な養成が可能となるように当該通達の改正または廃止していただきたい。	本改正は整備士技能証明試験の分割受験に関連するものではないことから、ご意見については今後の参考とさせていただきます。	無
	5. 基本技術も学科試験に併せて5年に延長されるとのことですが、試験官による試験についても同様に延長となるとの理解でよいでしょうか。その場合、規則第50条の2第3項は指定養成施設の場合の規定ですが、試験官試験においても分割で行う基本技術が学科試験の5年に併せて延長される法的根拠と理解してよいでしょうか。	本改正は整備士技能証明試験の分割受験に関連するものではないことから、ご指摘の点について、これまでの取扱いに変更はありません。	無
	6. 指定養成施設での基本2の取扱いについてですが、学科試験の有効期間の5年の間に、A社（基本2の指定養成施設を持つ会社）の基本2合格後、B社（指定養成を持たない会社）に転職し実機の試験を受ける場合、A社の基本2の修了書は有効で免除となるのでしょうか。この場合、A社は辞めた者に対して修了書の交付を行わないことが考えられます。国として強制力のある運用ルール（辞めた場合でも基本2の修了書を個人に手交する。）、または基本2修了者を国が管理・把握する必要があると考えます。	指定養成施設が発行する「修了証明書」（基本技術Ⅱ）は、転職により会社が変わったとしても、その有効期間内に実地試験において基本技術の科目免除を受けることができます。 また、「修了証明書」は、各指定養成施設が定める教育規程等に基づき、課程修了者に対し適切に交付されるものと考えておりますが、必要な場合には適切な指導を行って参ります。	無
	7. C航空専門学校（基本技術2の指定養成施設を持つ学校）を卒業しA社（基本技術2の指定養成施設を持つ会社）に入社する場合には通達があり、C校の基本2修了書をエビデンスとして、A社で基本2の簡易な訓練・審査を行い5年延長しますが、この通達は継続されるのでしょうか、それとも廃止となるのでしょうか。前述2項、3項の運用が可能なら必要ないと思います。	指定養成施設が行う技能審査に合格したことを証する「修了証明書」（基本技術Ⅱ）は、その後受験する実地試験において科目免除を受けられるものであり、他方、指定養成施設として指定された航空専門学校が課程修了者に対し発行する「基本技術修了書」は指定養成施設において、その後に基本技術に係る教育を受ける場合においてその一部を省略できるものです。このためご指摘の通達はそのままとする予定です。	無
	8. 現行制度の有効期間2年の学科試験合格者や基本2修了者の経過措置についてですが、もう一つのパプコメの事務処理要領を確認しますと新ルール5年まで可能なようですが、どのような取扱いになるのでしょうか。もし5年になるとしたら法的根拠として施行規則の附則（経過措置）が必要だと思います。	施行規則の規定により、施行日前の学科試験合格者及び指定養成施設が発行する「修了証明書」（基本技術Ⅱ）取得者にも適用されることが明らかであるため、経過措置は不要と判断しております。なお、学科試験結果通知書にて2年以内に実地試験の受験を求めている場合でも、今回の改正により受験が可能なことを国土交通省HPでお知らせいたします。	無
	9. 学科試験についてですが、前述2項、3項のような基本技術の運用が可能ならば、学科試験についても同じように、例えば一度の上位の一整学科合格で、有効期間5年の間に一運実地、一整実地の二度の受験が可能なような運用としていただきたい。貴局は学科試験合格者やその合格日を把握しているので可能と思います。学科試験が数年前からC B T方式となり受験料が高騰しているため、受験者には有益と考えます。	技能証明は資格ごとに学科試験・実地試験（又は技能審査）の両方に合格した者に対して交付されるものであり、ある一つの資格の学科試験合格をもって複数の技能証明の取得要件を満たすことはできません。このため、ご提案の運用は行わないこととしております。	無
	10. 施行規則第48条で新たに設定されている実地試験を受けることができる条件として、直近1年以内の受験機の6月以上の経歴を求めています。基本技術を分割により受験する場合はこの経歴は必要ないかと理解してよいでしょうか。	施行規則第48条で新たに定めている各号の条件は学科試験の合格の有効期間を2年を越えて5年を適用する時に必要としており、実地試験において基本技術を分割受験する場合であっても必要になります。	無
	※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。		